

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

Ubiquitous Solution Company
KDDI CORPORATION



平成19年5月22日
K D D I 株 式 会 社

-
- 1 接続料算定についての基本的方向性 -P. 2
 - 2 検討事項についての考え方 -P. 3~8

1. 接続料算定についての基本的方向性

- 1 我が国の電気通信市場は、諸外国と同様、元々独占からはじまっており、その市場に競争を入れるため、電気通信市場の自由化とNTT殿の民営化を行い、独占を排除して競争を機能させることを基本政策として進んで参りました。
- 2 接続ルールの法制化、NTT殿の再編成、接続料への長期増分費用方式導入など、競争促進施策は一定の成果を上げてきました。しかしながら、NTT東・西殿は、現在でも独占時代に構築したボトルネック設備を市場支配力の源泉としており、依然として事業戦略やサービス提供上の優位性を保持しています。
- 3 NTT東・西殿の接続料に関わる議論は、加入者回線(ラストワンマイル)の94%を支配する独占的事業者に対する競争促進政策の本質に関わる問題です。過去において、接続料の低廉化により、サービスの多様化、お客様料金の低廉化等が実現されてきました。NTT東・西殿の接続料に対するこの施策の有効性は、今なお変わっていません。
- 4 今後はネットワークのIP網への移行が想定されますが、どのようなネットワークであっても、NTT東・西殿の接続料算定にあたって担保されるべき条件は、誰もが算定可能である透明性と、恣意性及び非効率性の排除にあります。
電気通信市場における公正な競争環境を確保し、お客様利便を向上させる観点から議論を進めていただきたいと思います。

1. 新たなLRICモデルの評価

- LRICモデルは、接続料算定の透明性を担保し、ユーザ料金の低廉化を実現する方式として、依然として最適。
- 「新競争促進プログラム2010」での結論を受け、長期増分費用モデル研究会において、有意義な検討が行われた結果、新モデル(第4次モデル)が取り纏められたものと理解。
- 新モデルは、新規投資抑制やIP化の進展といった環境変化を概ね適切に取り込んだものと評価できる。

LRIC新モデル(第4次モデル)提言の経緯

【新競争促進プログラム2010（2006年9月19日）】

・「固定電話の接続料に係る今後の算定方法(現行ルールは05年から07年の3年間適用)については、長期増分費用モデル研究会における結果を踏まえ、情報通信審議会の審議を経て、07年中に結論を得る。」



【長期増分費用モデル研究会(2007年4月10日報告書取りまとめ)】

- ・モデルを取り巻く状況の変化に対応可能なモデルを構築するため、以下の見直しを実施
 - ①交換機ソフトウェア等の耐用年数について、実態を反映
 - ②IP化の進展に対応した、データ系サービスやドライカップ電話との設備共用の反映
- ⇒見直しにより、約▲243億円(▲3.6%)のコスト減を実現

2. NTSコストの扱い

- 本来、NTSコストは基本料で吸収されるべきコストであり、直ちに接続料から控除すべき。
⇒平成17年度から5年間かけて控除することについては、NTT東・西への激変緩和措置として整理済。
また、今後トラフィックの減少傾向に拍車がかかり、想定以上に接続料が上昇する可能性もあることから、控除期間の見直しを行うならば、その考え方を予め明確に整理しておくべき。
- ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定ルール見直しと、接続料算定におけるNTSコストの在り方は個別に議論されるべき問題。
⇒ユニバ制度見直しによる補てん額の減少は、接続料算定方法の見直しでカバーするべきでない。

LRICモデルにおけるNTTへの激変緩和措置

- ①LRICの段階的導入(2000年～2002年)
 - ・NTT東・西の減収(一気に導入した場合、約▲3,000億円/年)を考慮して3年間で段階的に導入
- ②事後精算制度の適用(2003年～2004年)
 - ・トラフィックの急減を受ける形で、事後精算を実施
- ③NTSコストの段階的控除(2005年～)
 - ・NTT東・西の減収(一気に控除した場合、約▲3,000億円/年)を考慮して5年間で段階的に控除



LRIC導入以降、毎年何らかの形でNTT東・西の減収に対する配慮を実施

2. 検討事項についての考え方 (3)

3. 接続料算定に用いる入力値の扱い

○通信量について、接続事業者の事業計画を不安定にし、経営への悪影響、ひいてはユーザ利便性の低下を招く可能性のある事後精算を採用することは適当でない。

⇒接続料を算定する通信量については実際に把握可能な過去実績とすることが基本。

○現行モデルにおいて採用されている「前年度下期実績及び当該年度の上期予測」を引き続き採用することについては、予見可能性が担保される限りは一定の合理性はある。

精算方式の比較

	精算方式	評価	ポイント
事後精算		×	当該年度末まで 接続料が確定しない!
事前精算 (前年実績)		○	本来は全て実績値を 用いるべき
現行方式		△	トラフィックが安定している 場合は一定の合理性あり

4. 接続料における東西格差の扱い

- 本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものであり、格差の大きさに関わらず、NTT東・西会社別の接続料とすべき。
⇒お客様料金は市場原理で決まるものであり、接続料の差が直ちにお客様料金に反映される訳ではない。
- 地域会社を東・西に分割したNTT再編成の目的は、東・西間のヤードスティック競争により独占的な地域網を有するNTT東・西の効率化を図るため。
⇒東・西同一料金はNTT分割の趣旨を損なうもの。
- ユニバーサルサービスの対象から市内通話は除外されており、東・西均一とする事が適当とした情報通信審議会答申（「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」平成16年10月19日）の根拠の一部は既に失われている。

東・西格差についての従来の整理

■情報通信審議会答申（「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」平成16年10月19日）より抜粋

・（略）、現時点においても、ユニバーサルサービスである電話通話料金の地域格差に繋がる可能性がある東西別接続料の設定が十分社会的コンセンサスを得られているとは言い切れない。

・NTT東日本とNTT西日本で各々の費用に基づく異なる接続料を設定することが適当ではあるが、新モデルにおける20%を超える東西格差及び現時点において既存の固定電話サービスが果たすことが期待されている社会的役割を考慮し、平成17年度以降の接続料についても東西均一とすることが適当である。

2. 検討事項についての考え方（5）

5. 新モデルの適用期間

- 市場環境の変化を適宜取り込むことを考慮すれば、一つのモデルの適用期間は概ね2～3年とするのが適当。
- 新モデルの適用期間については、NTSコスト控除の残余期間に合わせて決定されるものと認識。
⇒従前の整理に従えば、08年～09年度の2年間適用することが適当。

LRICモデルの変遷

時 期		概 要	GC料金
第1次	'00	<ul style="list-style-type: none"> ・LRIC適用開始。 ・激変緩和措置として3年間で段階的に導入。 	¥4.95
	'01		¥4.60
	'02		¥4.50
第2次	'03	<ul style="list-style-type: none"> ・接続料の対象をPHS基地局回線、中継伝送専用機能に拡大。 ・トラヒックの急減を受ける型で、事後精算を開始。 	¥4.80
	'04		¥5.13
第3次	'05	<ul style="list-style-type: none"> ・NTSコストの5年間の段階的控除を決定。 ・事後精算を廃止（トラヒックに半期分のみ予測の考え方を導入）。 	¥5.32
	'06		¥5.05
	'07		¥4.69
第4次	'08～'09 (?)	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次モデルの全面的な見直しは行わず、新規投資抑制やIP化の進展等の要素を取り込み。 	

6. 新モデル適用期間後における接続料算定の在り方

- ネットワークがIP網へ移行しても、接続料算定にあたって担保されるべき条件は、誰もが算定可能である透明性と、恣意性及び非効率性の排除。（会計研究会においても接続料算定における透明性の担保が重要な論点。）
⇒現時点においては、LRICはその点では最適な算定方法。
- 移行期の接続料算定を検討するにあたっては、PSTNからIP網への移行がどのように進むか、を考慮する必要あり。
⇒まずNTTがIP網への移行計画を提示することが重要。
- ただし、移行期においては、PSTNのトラフィック減少や急激な接続料の上昇など、ユーザに混乱を招く危険性がある。
⇒一旦接続料を据え置くなどの暫定措置を採用することも考えられる。

移行期における接続料算定

【ネットワークの移行イメージ】

